参考資料2

「県立都市公園のあり方検討会」の提言を受けた
県立都市公園の整備・管理運営方針

兵庫県では、令和 3 年度に行った明石公園の樹木伐採等を契機に「県立都市公園のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を設置しました。検討会では、令和 4 年 6 月 30 日の第 1 回全体会を皮切りに、「県立都市公園における自然環境保全のあり方」と「県立都市公園の活性化のあり方」の 2 つのテーマについて、明石公園、播磨中央公園、赤穂海浜公園の 3 つの部会での議論を含め検討を進めてきました。

このたび、全体会において最終報告がとりまとめられ、今後の県立都市公園に関する提言が提出されました。

県では、この提言を踏まえて、県立都市公園の整備・管理運営を実施していくこととしており、今回、「県立都市公園の整備・管理運営方針」を策定しました。

【県立都市公園の整備・管理運営方針】

各県立都市公園において、まずは「自然環境保全のあり方」と「活性化のあり方」に関する検討事項について、検討会での検討プロセスも参考にしながら対応を進めます。その上で、以下の項目について取り組みます。

(1) 県立都市公園全体として「共創」の促進を図ります

県立都市公園全体において、自然環境保全等に限らず公園の整備及び管理運営全般、場合によっては公園周辺のまちづくりとの連携も含め、これまで県で取り組んできた「参画と協働」を経て、新たな価値を生み出す「共創」の促進を図ることとし、そのための仕組みづくりを行います。

また、共創の促進を図るために、すべての県立都市公園での管理運営協議会等の設置や運営の見直し、市民参画の促進に必要なコーディネーター機能の設置・拡充等を行います。

(2) 今後の取組として県の計画等に位置づけます

検討会の検討結果が県立都市公園の整備及び管理運営に確実かつ継続的に反映されるようにするため、県の今後の取組として計画等に位置づけ、組織として取り組んでいきます。具体的には、「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」や「兵庫県立都市公園リノベーション計画」の改定・再編を検討します。その際、県立都市公園の整備・管理運営に係る体制、制度の強化や、そのために必要な管理運営費の適正化を検討します。また、グリーンインフラや生物多様性の保全等、近年注目されている公園の新たな役割についても、各計

画に位置づけていくことを検討します。

なお、各公園においても、必要に応じて基本計画や管理運営計画等の制定・改定を検討します。

(3) 公園ごとの差異を積極的に許容します

検討会の検討結果を各公園に導入する際には、全公園で画一的な仕組みやルールを設定しようとするのではなく、各公園の議論の結果を尊重し、公園ごとの特性に応じた差異が生じることを積極的に許容します。また、一度決めた仕組みやルールに固執することなく、自然環境や社会情勢、現場の状況等に応じて、柔軟に更新していきます。

また、公園に寄せられる多様な意見や要望に対しては、その実現に向けて一緒に考える伴走型の対応ができるような体制の整備を検討します。

このような取組について、指定管理者の公募要件等に反映します。

さらに、公園毎の特性や差異、あるいは共通点を認識・共有する場として、公園管理者や各公園の管理事務所が情報交換する場を設けることを検討します。

(4) 検討会の成果の積極的な広報に努めます

検討会での検討結果やそのプロセスについて、公園利用者等をはじめ県内外への積極的な広報に努めます。広報に当たっては、従来のホームページへの情報掲載だけでなく、他の手法についても検討します。

また、検討会の全ての資料や速記録等については今後も掲載を継続します。加えて、成果を踏まえた様々な取組やその実施結果の積極的な広報に努めます。